

—これから始まる！— 裁判員制度について

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が平成16年5月に交付されました。

裁判員制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

裁判員制度とは、国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

◆ なぜ導入されるのですか？

法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判に参加することによって、裁判の内容に反映されることになり、その結果、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

◆ どのような事件に参加するのですか？

裁判員が参加する事件は、代表的なものとして、「殺人」、「強盗致死傷」、「傷害致死」、「危険運転致死」、「身の代金目的誘拐」、「保護責任者遺棄致死」などがあげられます。

◆ 裁判員に選ばれたらどんなことをするのですか？

① 公判に出席する（公開）

↓ 法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。裁判員から証人等に質問することができます。

② 評議、評決をする（非公開）

↓ 裁判員と裁判官で、有罪・無罪や刑の内容を決めます。議論を尽くしても全員一致の結論が得られない場合、多数決により行われます。ただし、その多数意見には、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。

③ 判決を宣告する（公開）

↓ 評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

◆ 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

① 裁判員候補者名簿を作成

↓ 選挙人名簿をもとに、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成します。名簿に載った人には連絡がなされます。

② 事件ごとにくじで裁判員候補者を選定

↓ ①の名簿から、事件ごとにくじで裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等が連絡されます。

③ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選定

↓ 裁判長から、裁判員になれない理由がないか、辞退希望はないかなどについて質問されます。候補者から除外されることもあります。

④ 裁判員の決定

◆ 裁判員になることを辞退することはできますか？

広く国民に参加してもらう制度であるため、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出により裁判所から認められた場合、辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会議員（会期中に限る）
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を努めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ やむを得ない理由があつて、裁判所に行くことが困難な人（例えば、重い病気・けが、同居の親族の介護・養育、事業に著しい損害が生じる恐れがあること、父母の葬儀等の理由）

◆ 裁判員となるために仕事を休むことはできますか。また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはないですか？

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められています（労働基準法第7条）。

また、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取扱いをすることは禁止されています（裁判員法第100条）。

◆ 問い合わせ

福島地方検察庁企画調査課

（電話：024-534-5134）で受け付けています。

検察審査員に選ばれたら
ご協力を！

詐欺、おどし、交通事故などの犯罪が起きた場合、犯人を処罰するには、検察官が犯人を裁判にかけることが必要です。ところが、犯人を裁判にかけるかどうかの判断は、検察官にまかされていますので、検察官が裁判にかけても犯人を有罪にするだけの証拠がないとか、証拠は十分でもあえて処罰を求めないなどと考えれば、犯人を裁判にかけない処分（不起訴処分）をすることもできます。

したがって、万一検察官が判断を誤り、間違つて不起訴処分にした場合は、処罰されるべき犯人が処罰されないため、被害者が納得できないということも起こりうるわけです。

そこで、この検察官の判断が正しかったかどうかを国民の中から「クジ」で選ばれた人々が判断し、これを検察官の仕事に反映させていくという制度が検察審査会です。

検察審査会の窓口では、申立の相談を行っています。詳しくは、郡山検察審査会事務局にお問い合わせください。

◆ 問い合わせ
☎ 024-932-5656

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、11月12日から18日までの7日間、全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間として、DVやセクハラなど女性をめぐる様々な人権問題について、電話相談を実施します。相談は人権擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

▼ 期間 平成19年11月12日（月）～18日（日）の7日間

▼ 時間 午前8時30分から午後7時まで。ただし、17日（土）・18日（日）は午前10時から午後5時まで。

▼ 電話番号 0570-070-810

◆ 問い合わせ
福島地方法務局人権擁護課
☎ 024-534-1994

女性の権利

